

経済価値ベースの保険負債評価の妥当性検証に関する

2020 年度における検討結果

「変動要因分析」について

2021 年 3 月 5 日

本資料の目的

1. 日本アクチュアリー会においては 2019 年度、保険負債の妥当性（適切性）検証の検討を行うため、ソルベンシー検討WG（生保・損保）の活動を自発的に再開した。これは、2019 年度より金融庁フィールドテスト仕様書において保険負債検証レポートの提出が求められていることに関連したものである。
2. また、2019 年度、当WGは金融庁より「2019 年フィールドテスト保険負債の検証レポートに関する結果概要（令和 2 年 2 月 27 日）」（以下、2019 フィードバックレポートという）を受領し、WGにおいてその説明を受け、保険負債の検証レポートに関する様々な課題意識を共有していただいているところである。
3. また、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」の報告書（令和 2 年 6 月 26 日）においては、保険負債の計算・検証方法等に関するガイダンスに関する部分で、「実務的に有用かつバランスの取れたガイダンスとするためには、金融庁と日本アクチュアリー会等が連携しつつ、検討を深めていくことが考えられる。」との意向が示されている。
4. 当資料は、2019 フィードバックレポートにおいて示された課題について、2019 年度の活動結果（海外文献調査や各種アンケート結果等）を活用しつつ、更なる検討を深め、保険負債の検証レポートに記載する、視点・例示の共有を進めることにより、金融庁との連携・協議に資することを目的としている。
5. とりわけ、当資料のテーマ「変動要因分析」に関しては、2019 フィードバックレポートにおいて、具体的に以下のような課題意識が示されている。
 - (1). 変動が大きい項目については、その要因の詳細が特定され、当該変動の妥当性に関してコメントしている社も多かったが、単に要因別の影響額を記載しているだけの社もあり、大きな変動に対してどのように妥当性を判断したのかが不明であった。
6. 当資料は、上記、2019 フィードバックレポートの指摘事項に関係のある、海外文献の記載や、当WG内での議論や意見をまとめている。

海外文献における記載等

7. 当WGにおける2019年度の活動で作成された、「海外文献調査（2019年12月11日時点）」においても、以下の記載がある。

(1). 分解項目について

(ア) 文献名 : Application of the Solvency II actuarial function to general insurance firms
URL : <https://www.actuaries.org.uk/system/files/documents/pdf/af-wp-main-document.pdf>

(イ) 段落 : 6 技術的準備金

(ウ) 記載内容 : 「技術的準備金の計算における年度間の重要な差異の比較および正当化」(欧州委員会委任規則(番号なし)、2014年、第272条、パラグラフ1(g)) このための出発点としては、年度間の差異を要素ごとに分解するウォーターフォールチャートの作成が考えられる。その際の分解には、とりわけ、以下の項目の変化が含まれる。

- ① 引き受けた保険種目
- ② 予測に使用された基本データ
- ③ 予測の前提条件
- ④ 除去されたマージン
- ⑤ データに含まれていないイベント
- ⑥ 将来保険料からの利益
- ⑦ 経費
- ⑧ 割引の影響
- ⑨ 支払備金と保険料準備金への分解
- ⑩ 保険金、保険料、経費などの個別のキャッシュフローへの分解
- ⑪ リスクマージン

それぞれの変化はその重要性に応じてより詳細に調査される。

(2). 支払備金の変動要因分析

(ア) 文献名 : Guidance on the Actuarial Function
URL : <https://www.lloyds.com/~media/files/market-resources/guidance-on-the-actuarial-function--march-2019.pdf?la=en>

(イ) 段落 : 5.2.2 計算の調整

(ウ) 記載内容 : 技術的準備金の計算の調整に関連する要件を満たすために、SAF の役割には次の事項

を含める必要がある。（以下、一部省略）

- 各年の技術的準備金の比較およびこれらの重要な差異の正当化。少なくともロイズは、この比較が、支払備金の算定の基礎となるレベル（すなわち、事業クラスおよびグロス／再保険）で実施され、技術的準備金における重要な非支払備金項目の変動を考慮することを期待している。重要な差異がある場合、分析は、例えば支払タイプ毎の動きを比較し、特定のタイプが要因となっていないかなど、これらの要因を明らかにするために十分詳細に記述されるべきである。動きが手法または前提条件の変更の結果である場合、これらの性質および理由は明確に概説されるべきである。

(3). 検証レポートへの記載

(ア) 文献名：ESAP2 tabular version

URL：https://actuary.eu/documents/2016_01_31_ESAP2%20tabular_final.pdf

(イ) 段落：3.2.3 期始と期末の技術的準備金の明示（発行者の考慮事項の説明）

(ウ) 記載内容：AFR（アクチュアリアル・ファンクション・レポート）には、報告期間での変動の内訳を示す技術的準備金の変動要因分析（reconciliation）を含めることができる。これには、適切な場合には、新契約の影響、前提条件から乖離した実績の影響、モデル変更による影響、前提条件の変更、説明不能の動きに関する金額、その影響が含まれる。

当WGにおいて共有された視点・例示等

8. 当WGにおいては変動要因分析について、主に以下のような意見があった。

(1). 分析を行う保険負債の単位について、生保においては会社全体または区分経理やリスク特性に応じて設定した区分で分析を行っているとの回答がそれぞれ約4割を占めた。

損保においては保険種目別および未経過／既発生負債別の単位での分析を実施しているとの回答が多く、それぞれ約4割を占めた。

(2). 生保における分析項目としては、仕様書に例示されている項目のうち「新契約の影響」、「経済前提変更の影響」、「非経済前提変更の影響」を採用しているとの回答がほとんどだった。また、「予測CFと実績CFの差」、「期待収益・割引の解放」、「計算方法（モデル・仕様）の変更」について分析しているとの回答も相応に見られた。

一方、損保における分析項目としては、「新契約の影響」等に切り分けた分析を行っているとの回答は少なく、主として「経済前提変更の影響」（特に円金利変動の影響）や「非経済前提変更の影響」（特に損害率変動の影響）を採用しているとの回答が多かった。また、「消費税率変更の影響」「再保険スキーム変更の影響」「計算手法変更の影響」を切り分けて分析しているとの回答も見られた。

(3). 変動額の妥当性検証にあたり、現時点で留意している事項として主に次の意見があった。

- ・感応度から説明可能かを確認する
- ・前提条件の予測と実績の差等から説明可能かを確認する
- ・他の指標（EV、新契約価値など）との整合性を確認する
- ・変動額の大きい要因について定性的に説明可能かを確認する

また、今後留意することが考えられる事項としては、「特になし」とする意見も散見されたが、具体例として次のような意見もあった。

- ・感応度から説明可能かを確認する
- ・前提条件の予測と実績の差等から説明可能かを確認する
- ・逆算項目が大きくないことを確認する（各項目の積み上げで説明可能かを確認する）

まとめ

変動要因分析は各社が妥当と考える単位・項目で分析を行うことが考えられるが、単に変動額を認識するだけでなく、例えば感応度等によって説明可能かという定量的視点（必要に応じて、主要な要因が説明可能かという定性的視点を含む）等から変動額の妥当性を評価することが重要だと考えられる。

以上